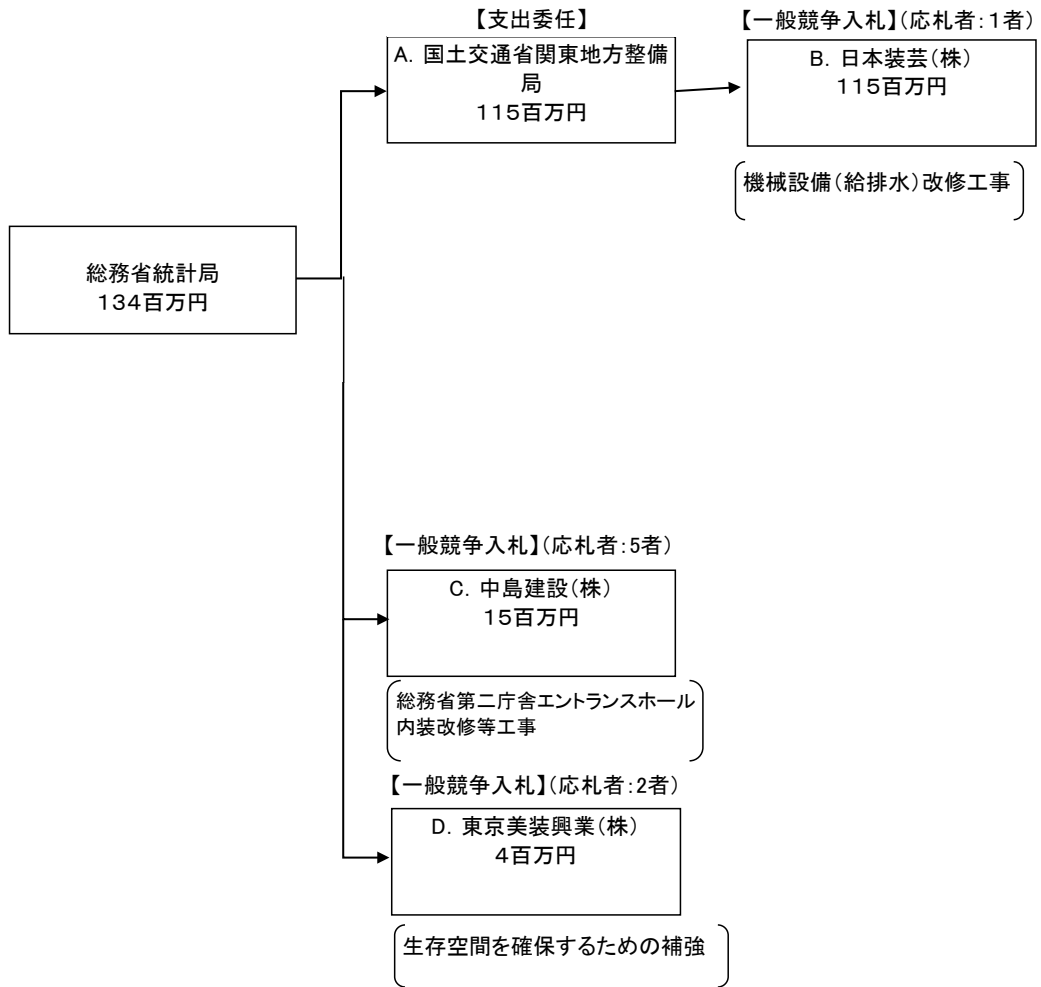


行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	総務省本省施設整備費 (総務省第二庁舎施設整備事業)	事業開始年度	平成19年度	作成責任者		
担当部局庁	総務省統計局	担当課室	総務課	課長 杉山 茂		
会計区分	一般会計	上位政策	総務本省施設整備に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省組織令第23条第4号	関係する計画、通知等	平成22年度各省各庁営繕計画書に関する意見書について(平成21年8月20日付け国営計第47号)等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	総務省第二庁舎での行政事務が円滑に行えるよう施設整備を行うもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	総務省第二庁舎は、竣工後すでに40年が経過し設備等の経年劣化が著しいことに加え、平成18年8月に国土交通省が公表した官庁施設の耐震診断結果では「震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高い」との最も悪い報告を受けている。仮に耐震補強(免震)工事並びに機械及び電気設備工事を行うこととした場合には、約41億円の費用を要すると見込まれている。しかし、平成19年に財務省の有識者会議において当庁舎は中央合同庁舎4号館へ移転集約化する答申が出された。このため移転までの間、職員の安全の確保を図る最低限の設備改修として、震災時における生存空間を確保するための補強工事の他、国土交通省に予算を支出委任し、老朽化による突発的な事故を未然に防ぐための機械設備(給排水)改修工事及び、電気設備(受変電設備)改修工事を行う。(全体所要額約9億円)					
実施状況	<p>総務省において平成21年度から平成22年度にかけて震災時における生存空間確保のための補強工事(約1億円)を行っている。なお、工事は、当初想定したカーボン素材から高延性材(ポリエステル等)に変更することで性能を維持しながら工事費用を抑えた。</p> <p>国土交通省に支出委任して実施する事業として、平成19年度から平成21年度にかけて機械設備(給排水)改修工事(約3億円)及び平成22年度から平成25年度にかけて電気設備(受変電設備)改修工事(約5億円)を実施する。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	204	198	178	177	87
	執行額	189	3	134		
	執行率	93%	1.5%	75%		
	総事業費(執行ベース)	189	3	134		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国土交通省に支出委任している事業については、事業実施期間中に毎週一回、国土交通省及び受注業者と定例会議を実施し、事業の進捗状況の把握を行っている。また、その他の事業については、総務省が直接受注業者に聞き取りを行い進捗状況の把握を行っている。				
	見直しの余地	国土交通省に支出委任している事業については、使用する部材について同等水準の安価な部材を採用すること等を含め経済的かつ効率的な事業が行えるよう国土交通省と検証を行う。				
予算・監視・所見率	更なる見直し、改善が必要 (最低限の措置に限定)					
補記	官公庁施設の建設等に関する法律第10条において、国費の支弁に属する一定額以上の営繕及び建設等は、国土交通大臣が行うものとされており、本事業については、原則として国土交通省に委任し工事を実施している。 各年度において、入札における落札者がいなかった場合等は、支出委任先の国土交通省において繰越が行われ事業は翌年度以降に実施される。					
	・年度別の予算の使用状況 (単位:百万円)					
			予算額	執行額	不用額	翌年へ繰越
	平成19年度事業	平成19年度予算	204	189	15	0
	平成20年度事業	平成20年度予算	198	3	14	181
平成21年度事業	平成21年度予算	178	25	3	150	
	平成20年度予算繰越分	181	109	0	72	

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。使
 途と費目の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.国土交通省関東地方整備局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	機械設備(給排水)改修工事	115			
計		115	計		0
B.日本装芸(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	機械設備(給排水)改修工事	115			
計		115	計		0
C.中島建設(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	総務省第二庁舎エントランスホール内装改修等工事	15			
計		15	計		0
D.東京美装興業(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	生存空間を確保するための補強工事	4			
計		4	計		0

○総務省第二庁舎の概要

- 昭和43年7月竣工
- 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階/地下2階
- 建築面積: 3,888㎡
- 延床面積: 35,024㎡

○附属建物

- 4号庁舎（昭和36年1月竣工 鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積: 1,386㎡）
- 別館（昭和53年7月竣工 鉄筋コンクリート造 地上4階 建築面積: 2,781㎡）
- 別棟（平成10年12月竣工 鉄筋コンクリート造 地上1階 建築面積: 248㎡）

○入居官署

- | | |
|-----------------|-------------------|
| • 人事・恩給局 | 157人（H20.4.1現在） |
| • 統計局 | 519人（〃） |
| • 統計研修所 | 50人（〃） |
| • （独）統計センター | 1,107人（H20.5.1現在） |
| • （独）平和祈念事業特別基金 | 30人（〃） |

＜庁舎改修の必要性＞

総務省第二庁舎の耐震及び保全に関する検討資料(平成16年)
国土交通省関東地方整備局

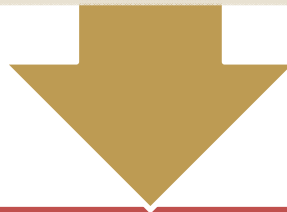
庁舎耐震化、電気設備及び機械設備の改修を要する。
(所要額41億円)



＜庁舎使用を取り巻く状況＞

国有財産の有効活用に関する報告書(平成19年)
財務省

総務省第二庁舎移転(中央合同庁舎4号館に集約化)

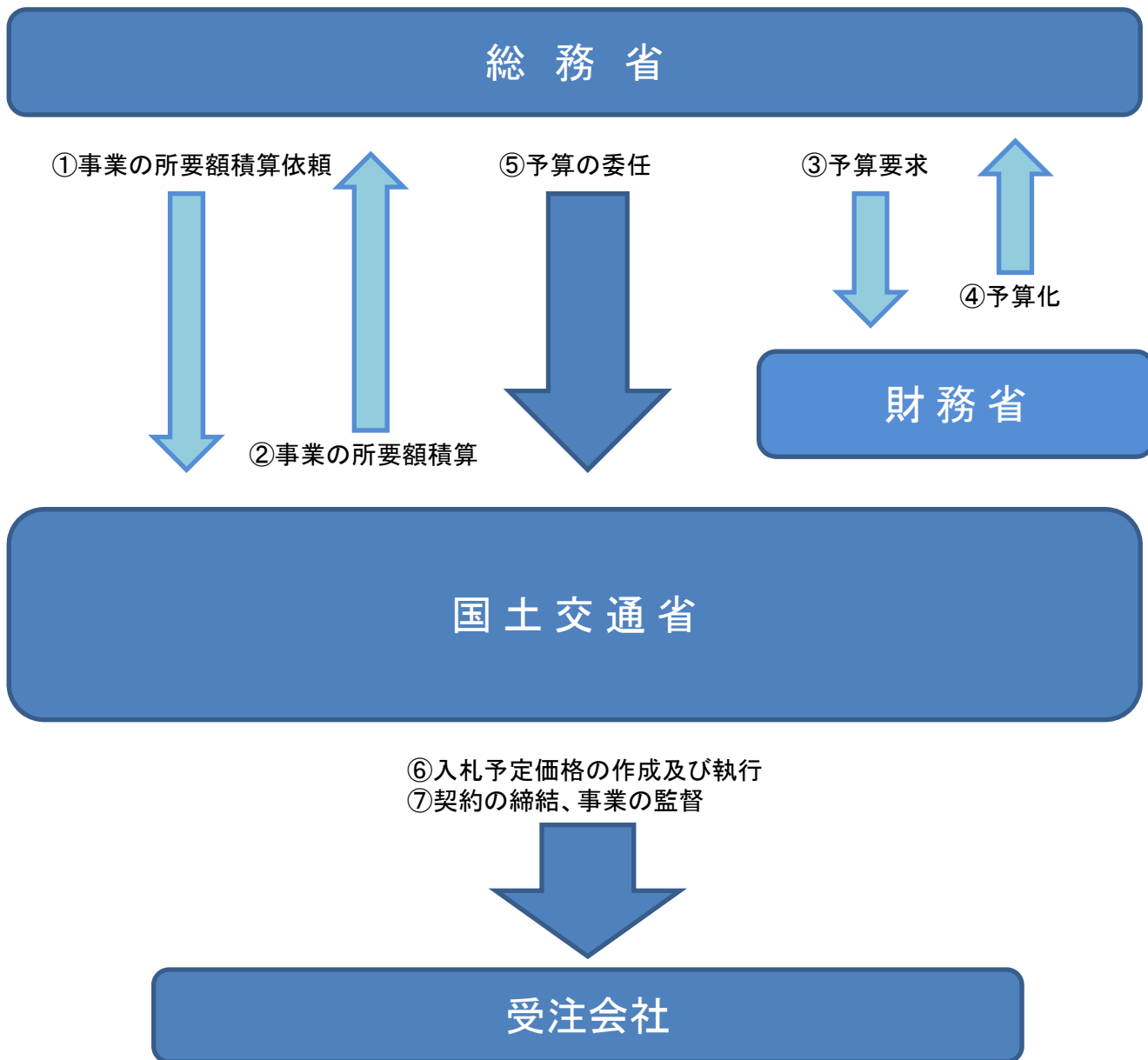


＜庁舎改修の方針＞

改修の必要性と庁舎の使用期間を踏まえ必要最小限の事業とする

当初所要額 41億円 → 変更後所要額 9億円

○総務本省施設整備費に係る「事業の流れ」



○事業は、原則として国土交通省に委任して行う

根拠→「官公庁施設の建設等に関する法律」

第10条1項： 国費の支弁に属する一定額以上の営繕及び建設等は、国土交通大臣が行う。

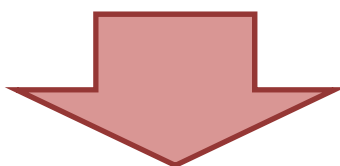
○耐震改修工事は、業務との調整を図りながら事業を実施するため総務省で実施した。

根拠→「官公庁施設の建設等に関する法律」

第10条2項： 前項の規定にかかわらず、特別の事情により国土交通大臣以外の各省各庁の長が行うことを適当とする建築物の営繕は、国土交通大臣と協議してこれを行うことができる。

○民間等のビルを借り上げた場合のコスト

総務省第二庁舎(10,613坪)
＜東京都新宿区＞



＜埼玉県さいたま市＞
・月額借料11,805 円/坪

$10,613\text{坪} \times 11,805\text{円} = 125,286\text{千円}$
 $125,286\text{千円} \times 12\text{カ月} = 1,503,432\text{千円/年}$

移転(平成29年)までの7年間の借料
 $1,503,432\text{千円} \times 7\text{年} = \underline{10,524,024\text{千円}}$

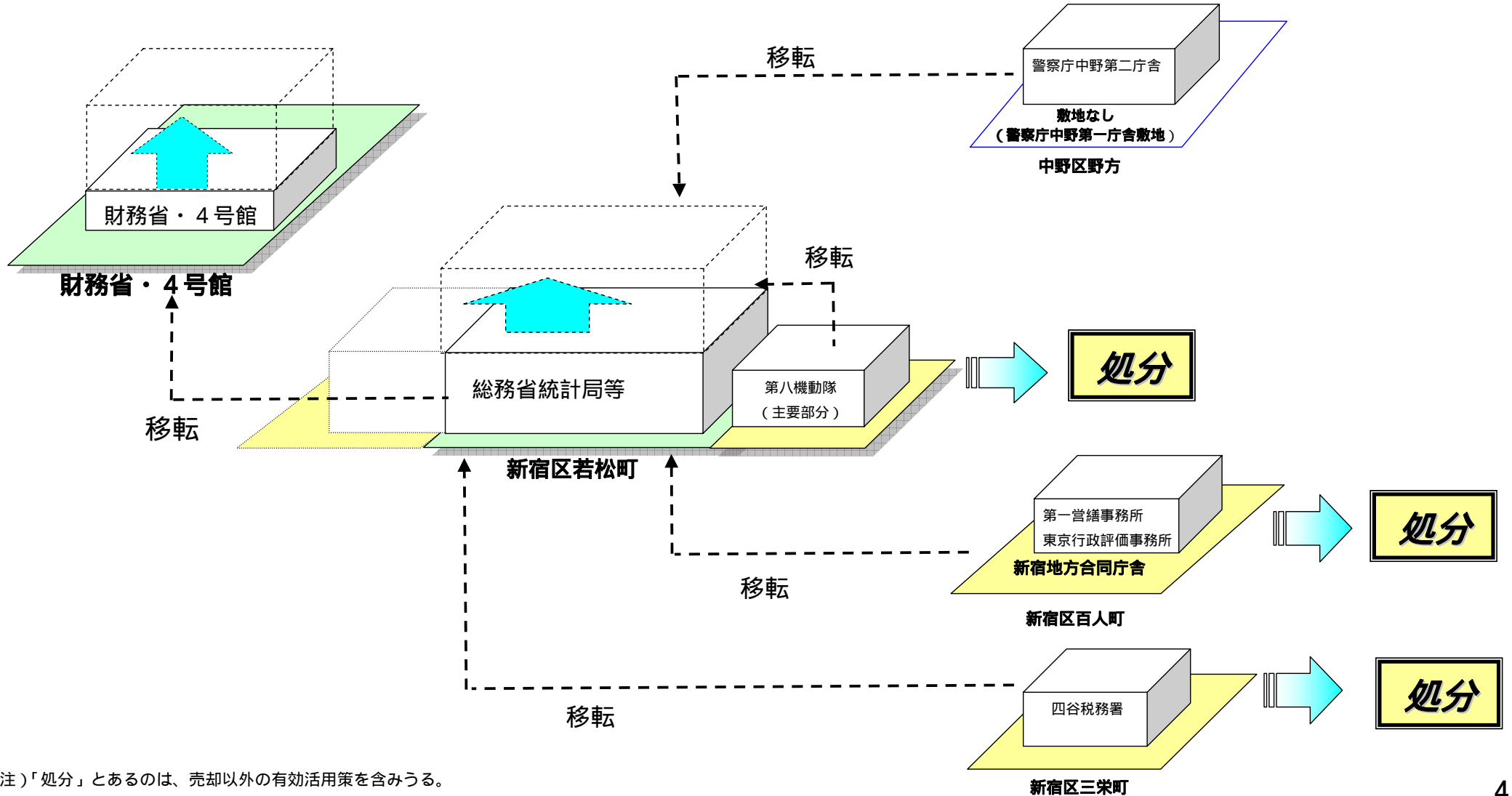
※移転費用、LAN敷設等一切の付帯費用は含まない

・年間約15億円の賃料の他、移転に係る経費(引越し、LAN、電話、電気工事等)等を勘案すると、移転までの間、第二庁舎を修繕し利用するほうが効率的である。

総務省統計局、第八機動隊等の移転・再配置のイメージ

- 第2期 総務省統計局等が中央合同庁舎第4号館に移転。()
- 第3期 総務省統計局敷地に合同庁舎を整備し、第八機動隊等を集約化()

第2期 23～25年度目途、第3期 26年度以降目途



(注)「処分」とあるのは、売却以外の有効活用策を含みうる。